

2 中期経営計画の柱・方向性

杉並社協の「使命」と「3つの経営理念」のもと、現状の課題認識を踏まえて、経営基盤の安定化に向けて、3つの柱で取組の方向性を決めました。

【取組の柱・方向性】

1 事業・組織の強化

限られた条件の中で最大の効果を生み出すために、効率性を重視した業務の見直しを行い、広報活動や情報発信力を高め、住民や団体と連携をしながら事業を展開していきます。

2 人財育成の推進

職員の能力や専門性の向上を図るとともに、創造性やチャレンジ精神に富み、協働意欲を持った人財育成を図ります。

3 財政基盤の安定強化

地域福祉活動計画の具現化を下支えするために、会員拡充、寄附の拡大など、持続可能な財政運営をめざして経営基盤の強化を図ります。

【「人財」の使用について】

杉並社協の事業は、社会福祉に関する知識・スキル等の専門性を有した職員が提供する相談援助等の人的サービスが中心です。経営計画において「職員は大切な資産である」という考えから「人財」を使用します。

第3章 経営基盤の安定強化のための具体的な取組

1 事業・組織の強化

(1) 広報活動・情報発信力の強化

【現状と課題】

- 杉並社協の認知度は低く、事業や活動の有用性が地域住民に浸透しきれてはいません。
- 事業や活動内容を多くの区民に理解していただくために、広報紙やホームページ、SNSの充実に取り組んできましたが、寄附等の使途や事業の成果を十分に伝えきれてはいません。

【今後の取組】

- 杉並社協に対して関心が低い人が見ても共感・理解ができるという視点に立って広報を見直します。
- 若年層をターゲットとしたSNSを活用した情報発信を強化します。
- 新たに広報のデジタル化に取組、多くの区民に情報が届くように取組を進めます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
① 広報や情報発信のあり方を検討	・広報担当職員用のマニュアルの作成(1年間の流れ、文字の使い方や写真の注意点等)・活用	・杉並社協を知らない人はなぜ知らないのか、どんな方法で情報を集めているのかを調査	・調査を参考に新しい情報発信の方法について検討	・新しいシステムを作成する。	・マニュアル完成 ・会費・協力会員、ボランティア情報通知登録の10%増
② SNS等の活用検討	・現状の見直し検討 ・SNS等の研修を実施	・拡充	・拡充	・拡充	・新たなSNSの実施 ・フォロワー数計2,800人

※フォロワー数根拠: 令和4年度会員数(約1,900人)を基準に毎年10%増の結果

(2) 既存事業の精査と見直し

【現状と課題】

- 各事業の検証及び評価については、区に提出する財団等経営評価や事務事業評価を中心に
行っていますが、評価結果が見直し等に結びついていない現状が一部に見受けられます。
- 地域福祉の制度は大きく変化しており、杉並社協の使命、目指すべき方向性を踏まえ、真に杉
並社協が担うべきものなのか検討しながら事業全般を見直す必要があります。
- 昨今の厳しい財政状況を鑑み、受託事業の業務内容に応じた人件費等のあり方を検証し、組
織体制や財政基盤の充実・強化を図る必要があります。

【今後の取組】

- 各事業の経営状況(収支バランスを含む)、経営評価を基に事業の課題の洗い出しや分析を通
じ、各事業の課題を検討・見直し(継続・改善・廃止等)について、委託元と具体的な協議を進
めます。
- 活動計画や既存事業の中から吸い上げられた地域課題や法制度の制定等に適切に対応する
体制を構築するとともに、新たなニーズに即した事業の検討を実施していきます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①各事業の経営状況、課題の分析、見直し	・各事業の経営状況、課題の分析 ・各事業の分析結果を検討	・各事業の経営状況、課題の分析 ・各事業の分析結果を検討	・事業の見直し ・業務内容に応じた受託金の確保	・継続 ・事業受託の終了または継続	・事業の継続、改善、廃止の根拠を示し、廃止は手続きを行う。 ・受託事業の適正化
②新たな事業の検討	・ニーズを把握 ・ニーズに応じたサービスを検討 ・新たな事業を展開する場合、経費を予算化する。	・継続	・継続	・継続	・検討後、新たな事業が必要な場合、実施する。

(3) 効率的な組織運営

【現状と課題】

- 実施計画に規定した福祉課題に適切に対応するために、組織を見直すとともに人員の充実を図ってきました。
- すべての職場に共通する内部管理業務のシステム化が十分でないため、庶務的業務の省力化を図ることができず、人員コストの削減、業務の効率化への取組が進んでいません。
- 業務のマニュアル化が十分でなく、職員が交代した場合の業務の平準化が必要です。
- 業務の効率化を図るためには、デジタル化やIT化を行っていく必要があります。
- 急速な社会環境の変化や複雑・多様化する福祉課題等を的確に受け止め、迅速で、効率的、効果的な事業展開が図れる柔軟な執行体制が必要です。

【今後の取組】

- 事務事業の評価を通じ、すべての業務を俯瞰的に見直すとともに、業務の手順や方法を明確化し、どの職員が行っても同じ成果を出せる仕組みやデジタル技術の積極的な活用により、業務の効率化を図ります。
- 法改正や社会情勢の変化に合わせた、将来的な組織運営を見据え、事業や組織のあり方についても見直しをしていかなければなりません。新たな地域住民のニーズに対応する事業展開をしていくため柔軟に組織の見直しを図っていきます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①業務の見直し、業務のマニュアルの作成	・各係において業務フローの見直し ・業務マニュアル内容、項目の検討	・業務マニュアルの作成	・業務マニュアルの内容更新・修正	・継続	・業務マニュアルの完成
②IT・デジタル化の検討	・導入に向けた業務分析 ・分析結果を検討 ・新たに導入する場合は、経費を予算化する。	・整備・活用	・整備・活用	・整備・活用	・業務分析後、必要な業務にIT・デジタル化
③組織・執行体制、職員数の適正管理	・組織・執行体制について見直し検討 ・職員数の見直し	・継続	・継続	・継続	・新たな組織・執行体制の構築

2 人財育成の推進

(1)モチベーションを高める人事制度の構築

【現状と課題】

- 職員の採用については、将来を見据えた人事計画が未策定のため、欠員等の発生時に緊急避難的な採用行為となるため、年齢・性別等に偏りがあります。
- 今後は、管理職等の退職が順次発生するため、昇任・昇格への職員の意識を高めるとともに、組織力の強化につながる組織運営を担うリーダーの育成が急務となっています。

【今後の取組】

- 職員の採用・配置を含めた「人事計画」を策定し、計画内容に沿った職員の採用や配置を行い、資格保有者の把握や年齢構成等の適正化を目指していきます。
- 現在使用している目標管理制度や人事評価制度、給与制度を見直し、人事制度として体系化し運用します。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
① 職員の配置・構成の検討	・採用計画の策定 ・人員配置について見直し検討 (検討を行い可能な場合に随時実施)	・実施	・実施	・実施	・計画に基づいた適正配置
②人事評価制度の検証	・人事評価制度について研究し、制度案を作成 ・勤務評定票を人事評価制度に沿った内容に見直し	・人事評価制度について職員に周知 ・人事評価制度を試験的に導入し、制度を検証、実施	・人事評価制度を本格的に導入、実施	・人事評価制度の実施	・新たな人事評価制度実施

(2) 社協職員に求められる人財の育成

【現状と課題】

- 受託事業の増加に伴い、社会福祉士、介護支援専門員、保健師等専門職の配置を必須とする事業が増えており、資格を保有した人財の確保が大きな問題となっています。
- 地域福祉を取り巻く社会情勢の変化に合わせた、組織運営に必要な人財育成が喫緊の課題となっています。そのためには、個々の職員の意欲と能力を向上させていく仕組みづくりが必要です。

【今後の取組】

- 人財育成計画の策定を通じ、研修制度を体系化し、職員の意欲とともに職員一人ひとりの資質や能力の向上を図ります。
- 労働条件など働きやすい労働環境の整備や雇用管理に対する管理職の意識改革に取組、職員の力が発揮される職場づくりを行います。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①人財育成計画の策定運用	・人財育成計画について検討、策定	・人財育成計画の実施	・人財育成計画の実施	・人財育成計画の実施	・人財育成計画の実施
②よりよい職場環境づくり	・職場環境・労務管理等の見直し・改善	・実施	・実施	・実施	・職場環境の整備

【求められる職員像】

柔軟な発想で新たな課題に挑戦し、区民とともに活躍できる職員

【求められる意識・能力】

1 意識

- ① 変化を恐れずに前向きに取り組む意識
- ② 広い視野を持ち、課題を受け止める意識
- ③ 地域住民や団体と連携・協働を進める意識

2 能力

- ① 住民からニーズを引き出すコミュニケーション能力
- ② ネットワークを築く能力
- ③ 問題を把握し分析・評価する能力
- ④ 社会資源の発掘や開発をする能力

3 財政基盤の安定強化

(1)財源の確保

【現状と課題】

- 区からの補助金(人件費・受託事業)を受け、社会福祉法に掲げられた地域共生を進める福祉活動の推進に取り組んできました。
- 全事業の約50%は受託事業となります。そのうち、小規模で非常勤職員分の人件費のみで請け負い、経費の縮減が優先された事業が複数あります。
- 今後、人口減少や高齢化社会の流れにより税収は減少することが予想され、補助金や受託金の確保が大きな課題となることを想定した事業のあり方を検討していく必要があります。

【今後の取組】

- 杉並社協が「地域福祉を推進する中核的な団体」として、担うべき受託事業や補助事業について、区と協議を重ねながら、財政面での支援のあり方について共通認識を生み出す努力が必要となります。
- 限られた資金を有効に活用するため、競争性や透明性、経済性等を考慮した適切な契約手続を徹底します。
- 事業実施にあたっては、東京都や民間助成金等の活用を前提に、多様な財源の活用に取り組めます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①区補助金の維持に向けた検討	・補助金対象の人件費、事業費の課題整理	・区との協議	・区との協議	・補助金の算定方法のルール化	・杉並社協と区との共通認識を持つ
②区受託金の必要な財源確保の検討	・受託事業の費用の課題整理	・区との協議	・継続	・継続	・受託事業費の標準化
③契約手続きの見直し	・規程に則した契約手続きのマニュアル化	・実施	・実施	・実施	・適切な契約の徹底
④他助成金の活用検討	・事業に適した助成金の活用	・事業に適した助成金の活用	・事業に適した助成金の活用	・事業に適した助成金の活用	・事業に適した助成金の活用

(2) 自主財源の拡充

【現状と課題】

- 現在、社協全体の財源における自己収益率は約10%程度であり、自主財源となる寄附、会員会費、歳末たすけあい募金等については、減少傾向に歯止めがかからず、自主財源の確保が困難な状態です。
- 受託事業については、委託先が分かれば、事業それぞれの予算編成となっていることから、委託先の意向が優先され、統一的な支出抑制の取組が図られない現状があります。
- 策定される活動計画の円滑な実施をしていくためには、自主財源の確保が必要不可欠となります。
- 地域福祉を推進する財源とするべき自主財源については、事業の成果などの情報提供を通じ、住民の理解を得るとともに、企業等への寄附の呼びかけを積極的に行い、さらなる自主財源の確保が必要です。

【今後の取組】

- 法人運営における貴重な自主財源である寄附、会費及び募金を増加させるためには、住民一人ひとりにそれぞれの目的や活動の成果について、納得感を得られる説明を工夫していきます。また、寄附、会費及び募金の納入方法等の利便性を高め、寄附したいと思った時に手続きできる仕組みを整えます。
- 自主財源は、自立した法人経営を進める上で重要な財源であることから、杉並社協の役割を踏まえた上で新たな収益事業を検討していきます。
- 組織全体で支出を抑える取組を行い、コスト意識を高めていきます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①賛助会員の増強	・企業・団体会員勧誘(用途や目的等情報提供) ・納付手続きの簡便化	・実施	・実施	・実施	・新たな手続きを実施 ・前年比10%増額
②寄附金・募金の増額	・現状分析 ・分析結果を検討 ・納付手続きの簡便化	・実施	・実施	・実施	・新たな手続きを実施 ・前年比10%増額
③事業収益の増	・新たな収益事業について分析 ・分析結果を検討 ・実施に伴い経費を予算化	・継続	・継続	・継続	・新たな収益事業の実施

(3)基金・積立金の適正運用・管理

【現状と課題】

- 寄附金を原資とした、「子ども支援基金」「ボランティア基金」「地域福祉基金」の3つの基金を設置しています。そのうち「子ども支援基金」及び「ボランティア基金」は、基金の用途を定め、寄附者の意向に沿った事業に充当しています。
- 「地域福祉基金」は、社会環境の変化や複雑・多様化する福祉課題の解決に向けた事業展開を支えられる基金として設置していますが、具体的な用途が決定していないために充当できる事業を特定できない現状があります。
- 積立金については、持続可能な法人運営を行うために必要な財源であることから、中・長期的視野に立った計画的な資産運用・管理が必要です。

【今後の取組】

- 地域福祉基金を活用して実施する事業の目的や内容を明らかにした上で、寄附者の意向を踏まえ、必要な事業に充当していきます。
- 積立金等の資金は、安全かつ有利な国債や地方公共債等の債券を購入しながら、競争性も加味しながら、積極的な資金運用に取組ます。

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	到達目標
①地域福祉基金の運用・整備	・地域福祉基金の運用・整備 ・基金の運用方法を検討・実施	・実施	・実施	・実施	・基金を活用した事業の実施
②資金運用益の増	・より有利な商品の購入・運用 ・利率の高い定期預金	・運用	・運用	・運用	・資金運用益の増

※「地域福祉基金」は、寄附を原資として杉並の地域福祉事業の安定した運営と充実を図るために設置された基金です。

第4章 計画の推進管理

1 「中期経営計画評価委員会」の設置

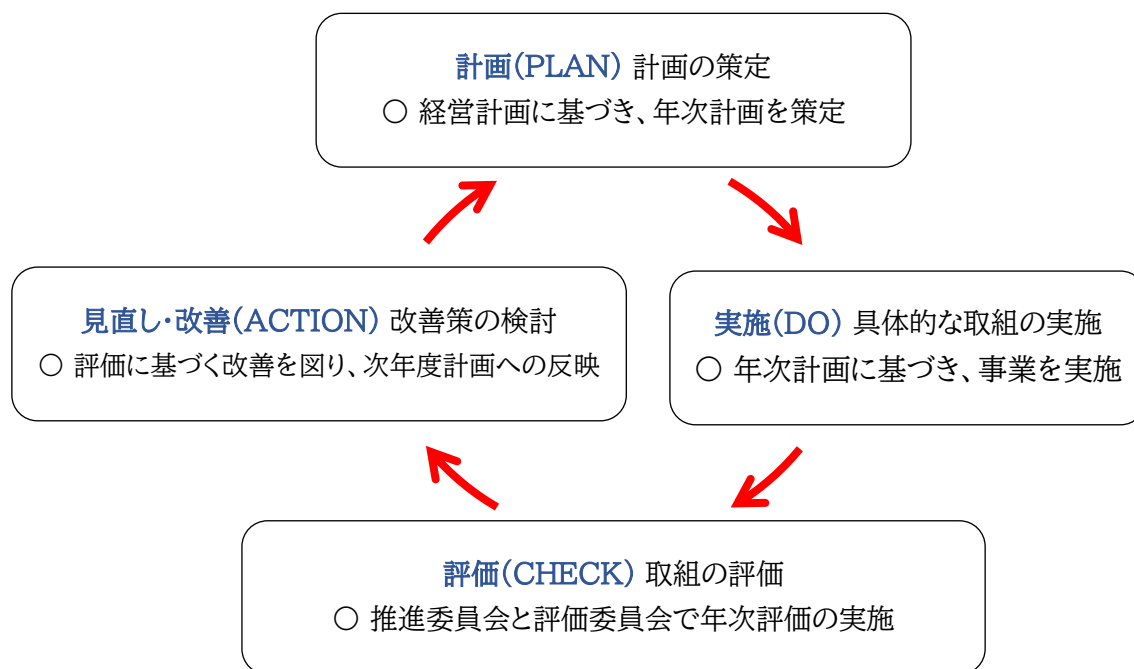
この経営計画は、下記のPDCAサイクルによる進行管理と評価、見直しを定期的に行っていくことが重要となります。

そのため、会長のもとに「中期経営計画評価委員会」(以下、評価委員会)を設置し、理事、監事のほかに弁護士や公認会計士、税理士など専門家をメンバーに加え、客観的かつ専門的な立場から達成状況などの評価を行うこととします。

中期経営計画 進捗状況確認	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
推進委員会 (管理職・係長)	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認 ・前期進捗状況 の内部評価	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認 ・後期進捗状況 の内部評価
評価委員会	・前年度評価	・評価委員会 開催		・評価委員会 開催

2 PDCAサイクルによる評価

このサイクルを通じ、達成状況のチェック、評価、課題等の分析を行い、課題については、速やかに解決できるものなのか等を判断し、計画の修正・見直しや次年度以降の事業に反映させていきます。



3 取組に対する評価基準

評価の基準は下記の5段階とします。あわせて、取組ごとに設けた成果指標の達成状況なども加え、総合的に評価することとします。

評価	達成状況
A	100%達成=この取組については現段階で目標を達成している
B	75%達成=概ね達成に近づいている。
C	50%達成=取組は進行中であり、次期計画でも継続が必要
D	25%達成=取組はスタートしたが、内容の再検討が必要
E	0%達成=取組未着手、着手困難

第5章 杉並社協を取り巻く状況

1 社会の変化

平成29年社会福祉法の改正において、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされるなど、地域福祉の施策化が進んでいます。

かつて地域住民の福祉活動やボランティア活動が地域福祉の主な事業であった時代では、地域福祉の推進は社会福祉協議会(以下、社協)が中心とされてきました。しかし、現在では、重層的支援体制整備事業のように自治体の実施主体となり、地域福祉の施策化が進められ、社協以外のさまざまな組織が地域福祉の領域に参入することが可能となっています。その中で、社協が地域福祉の推進主体としてその役割を果たせるのか、まさに社協の真価が問われています。

行政から社協への委託事業や補助事業が拡大してきたことで、個々の事業を実施することに追われてしまうという課題も生じています。社協としてどのような受託事業や補助事業を実施するのか、それらの事業を社協として実施する意義や目指す地域づくりにどのように活かしていくのか組織的な検討を行う必要があります。

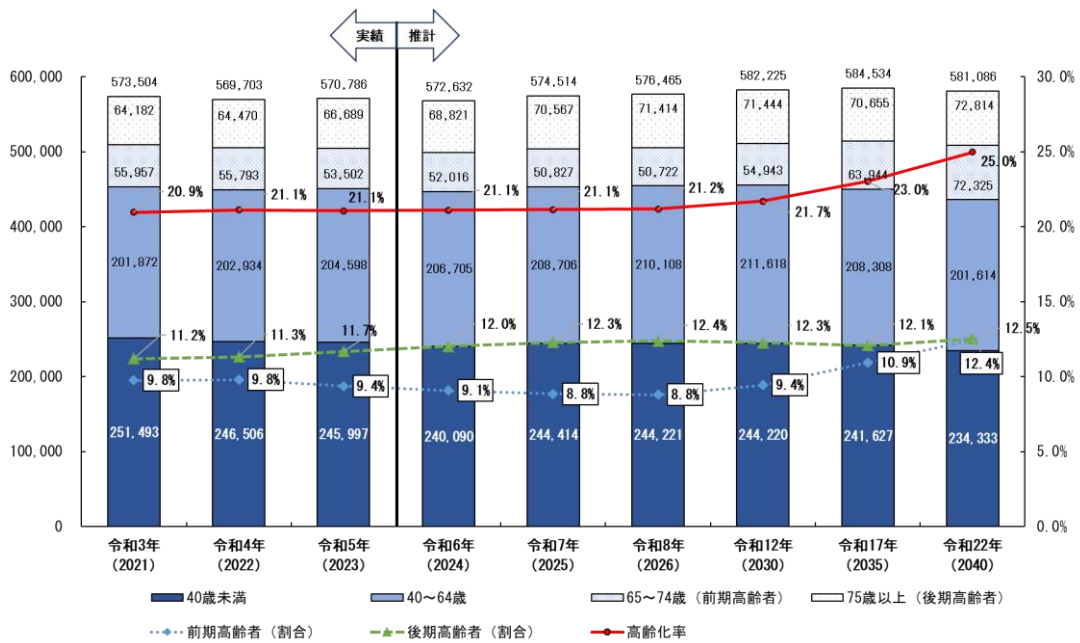
社協はこれまでの実績や信頼から、行政からの受託事業を多く担っていますが、今後も同様であり続けるとは限りません。社協自らが組織のあり方を検証し、事業の効率的で効果的な運営とともに、より高度な専門性を有する組織体制に変えていく必要があります。また、社協の財政基盤の整備をするとともに担うべき人財の育成を図りながら、行政から社協への信頼をさらに高め、行政とのパートナーシップを築いていくことが重要になっています。

今後、社協は地域福祉の推進主体としてどのような役割を果たしていくのか、目指すべき方向性や具体的な取組を示すことが求められています。

また、「市町村社協経営指針(第二次改訂版)」(令和2年7月、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会まとめ)にある市町村社協の経営理念である「地域住民を主体とした『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」とSDGsが目指す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」は考え方を同じくするものです。経営計画策定においてもSDGsの取組との関係性について併せて考えていくことが重要となります。

2 区の状況

区の人口は、令和5年1月1日現在57万786人です。そのうち65歳以上の高齢者人口は12万191人、区の総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は21.1%です。次のグラフは区高齢者人口の推移(令和5年1月1日現在の住民基本台帳の実績値、令和6年以降は推計値 杉並区作成)です。今後、増加が見込まれ、高齢化率は現在の約21%から今後さらに上昇し、令和22年には25%(4人に1人が高齢者)に達する見込みとなっています。また、国による税源偏在是正措置やふるさと納税制度による減収に加え、現行世代(15歳から64歳まで)の減少に伴う区税収入等の減収も懸念され、今後の財政状況の先行きは不透明の状況です。

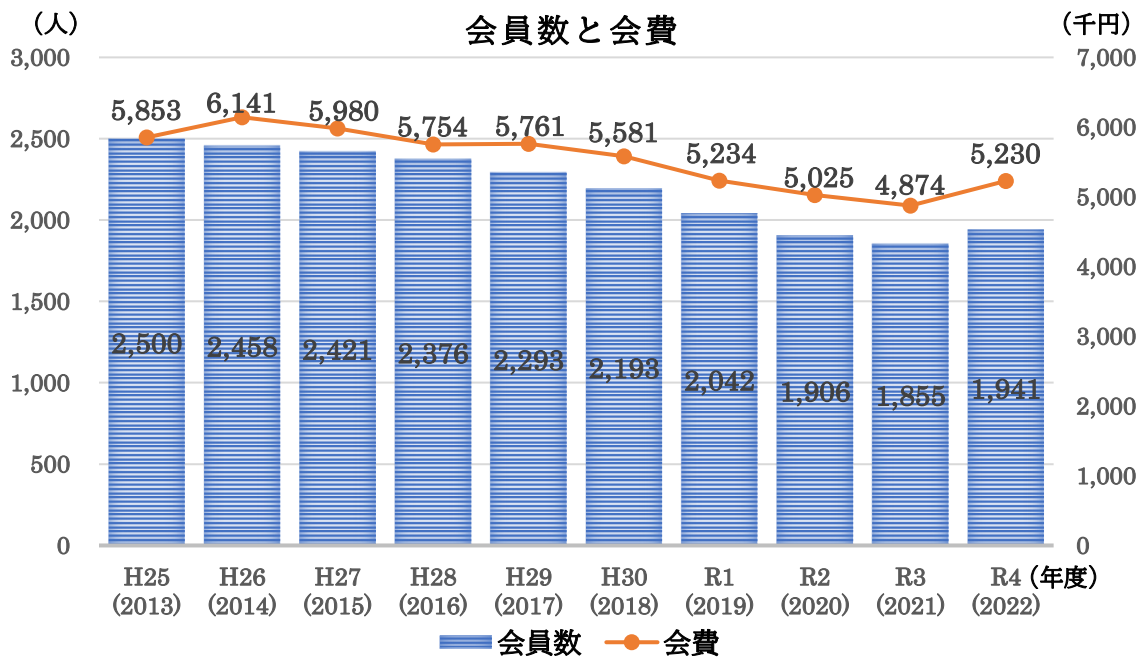


3 杉並社協の現況

①組織

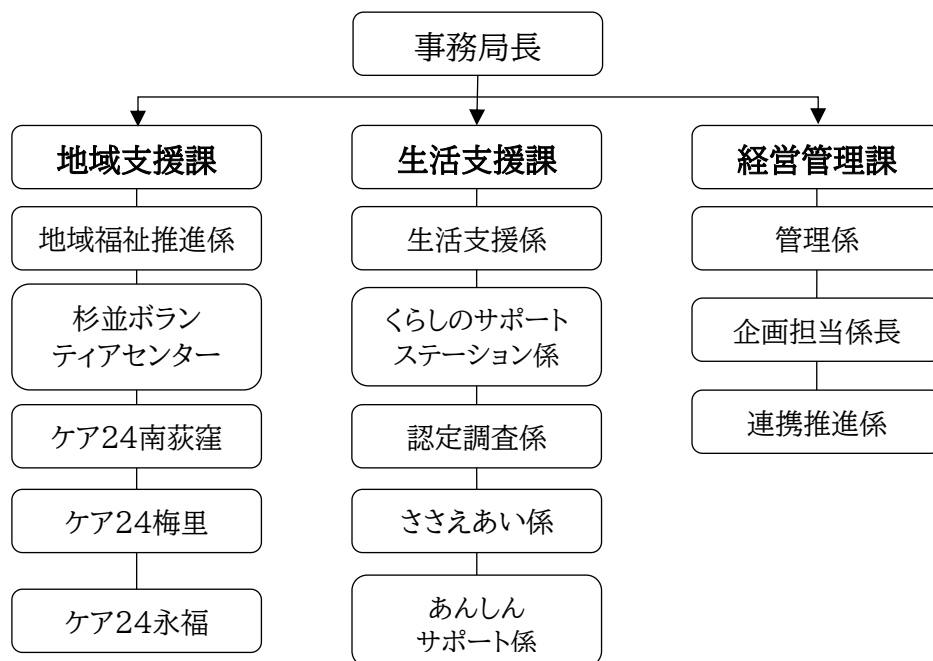
ア. 賛助会員の变化(令和5年3月31日現在)

会員数は、毎年50人(団体含む)程度減り、10年間で22%減少しています。このことは、杉並社協自らの事業展開の基盤となる財源の減少であることから、早急な改善を図る一環として、令和4年度には、コンビニエンスストアで支払える払込票の導入により、若干増加に転じました。



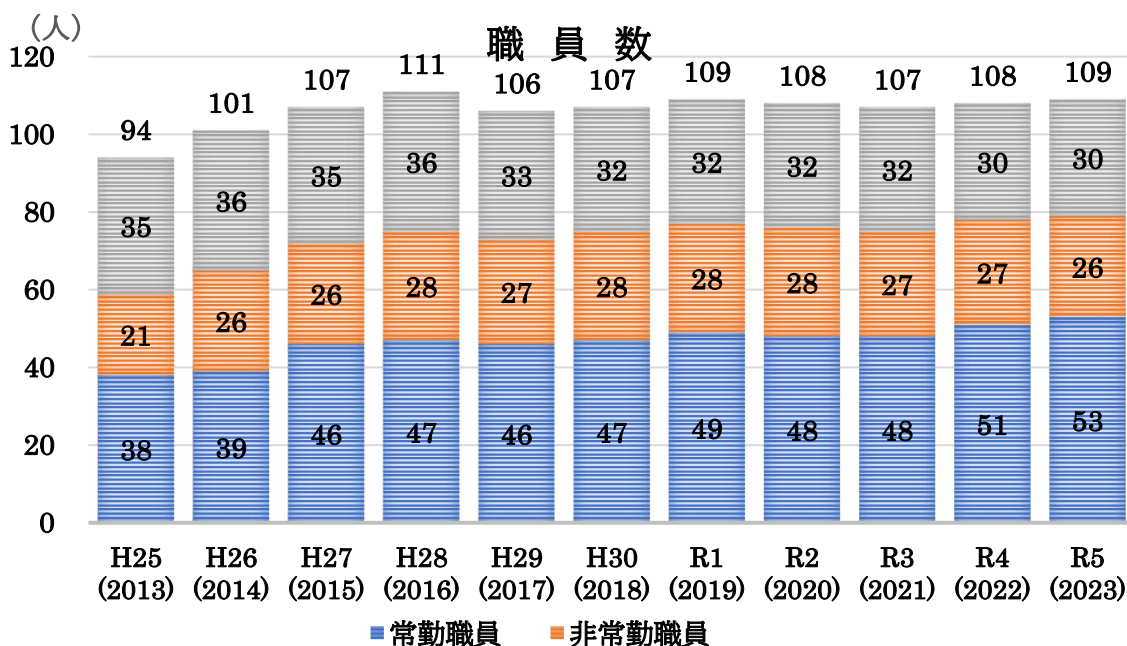
イ. 事務局

杉並社協では、実施計画(平成 31～35 年度)の実施にあたり、事務局内の係を一つ新設(連携推進係)し、3課 13 係となっています。(令和5年4月1日現在)



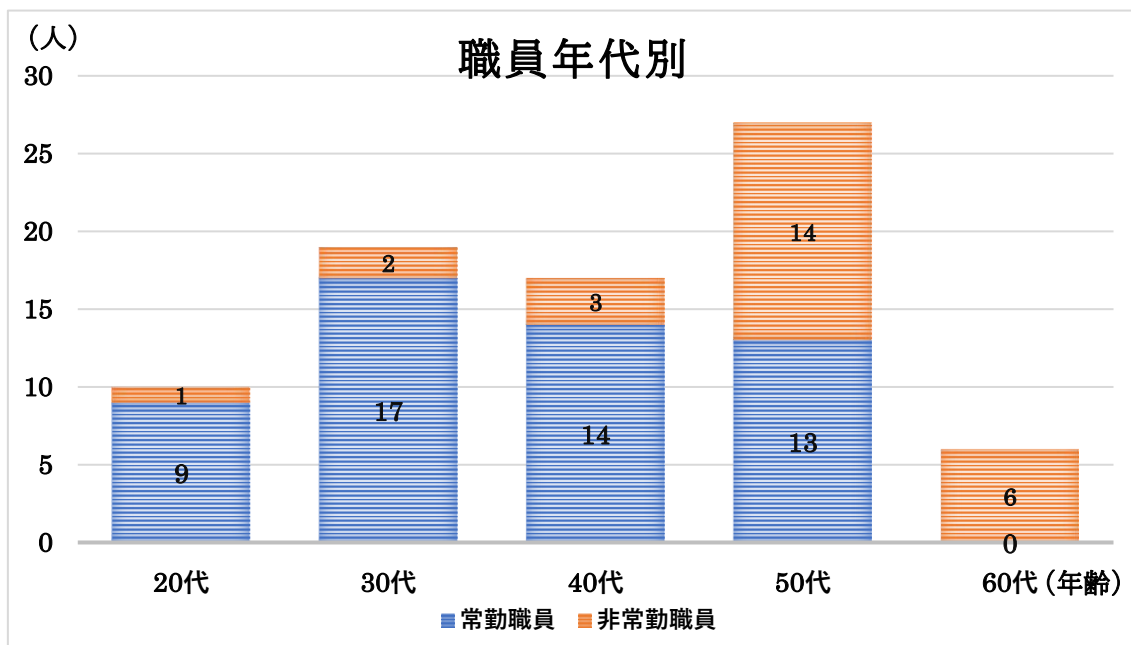
ウ. 職員数の変化(令和5年4月1日現在)

職員数は 10 年間ほぼ横ばいではありますが、平成 25 年度から福祉なんでも相談事業や子ども支援活動助成事業の自主事業の開始に加えて、新たに平成 26 年度から生活困窮者自立支援事業、平成 30 年度から生活支援体制整備事業、令和元年度から地域力強化推進事業及び令和 3 年度から食を通じた見守り支援事業を区から受託しました。加えてコロナ禍の生活支援策として開始した東社協からの受託事業である生活福祉資金特例貸付事業により、常勤職員は増加したものの、区からの受託事業の多くは非正規職員の配置が前提となっているため、依然として非正規職員(非常勤職員・パートタイマー)が全体の半数を占めています。



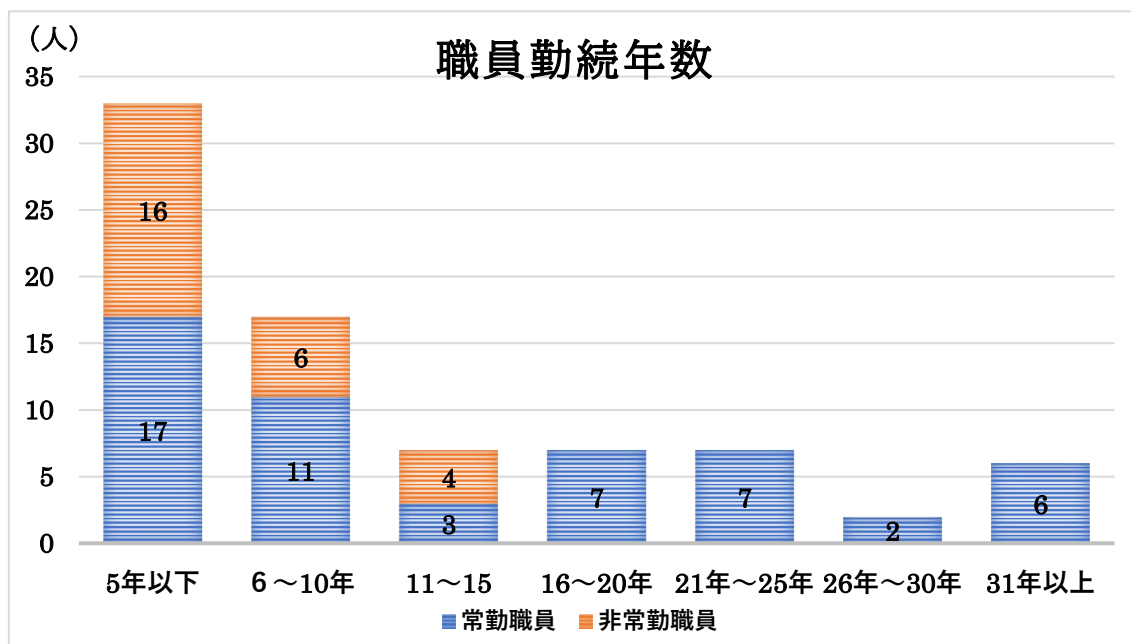
エ. 職員年齢分布

常勤職員は各年代に分散されている一方、非常勤職員は50代・60代が中心です。また、平均年齢は常勤職員・非常勤職員計44.6歳(常勤職員40.4歳、非常勤職員53.1歳)です。男女比は男性11名13.6%、女性70名86.4%であり、女性の多い職場となっています。



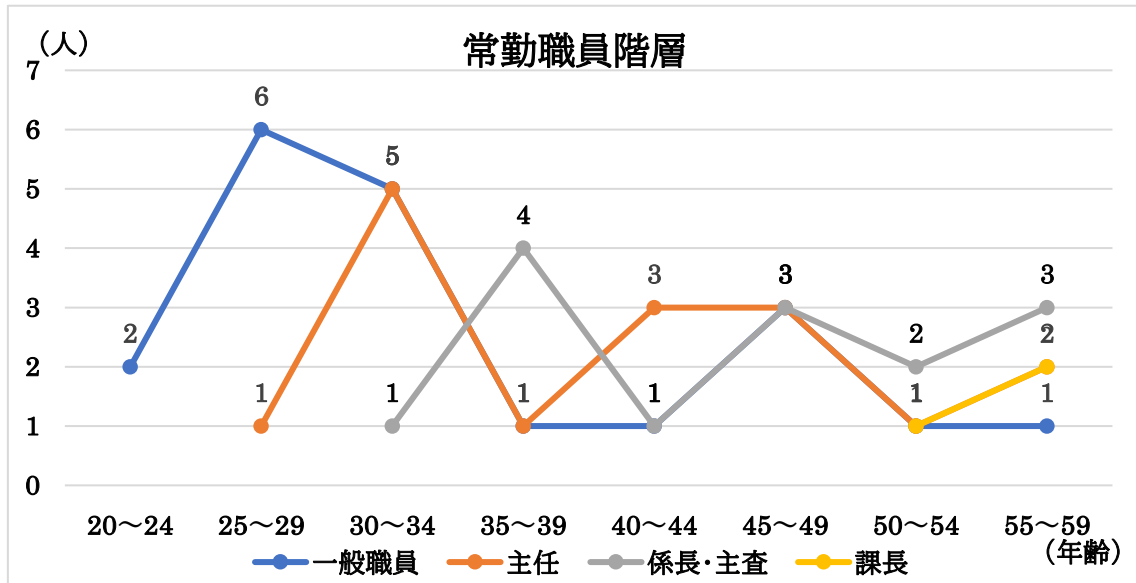
オ. 職員勤続年数

常勤職員・非常勤職員ともにここ数年、採用を行ったことから5年未満の職員が多く、平均勤続年数10.4年(常勤職員13.2年、非常勤職員4.8年)と浅く、杉並社協の業務全体を経験している職員が少なくなっています。



カ. 常勤職員役職等分布

課長、係長(主査含む)の多くが50代以上となっており、10年以内に10人以上が役職定年を迎えます。

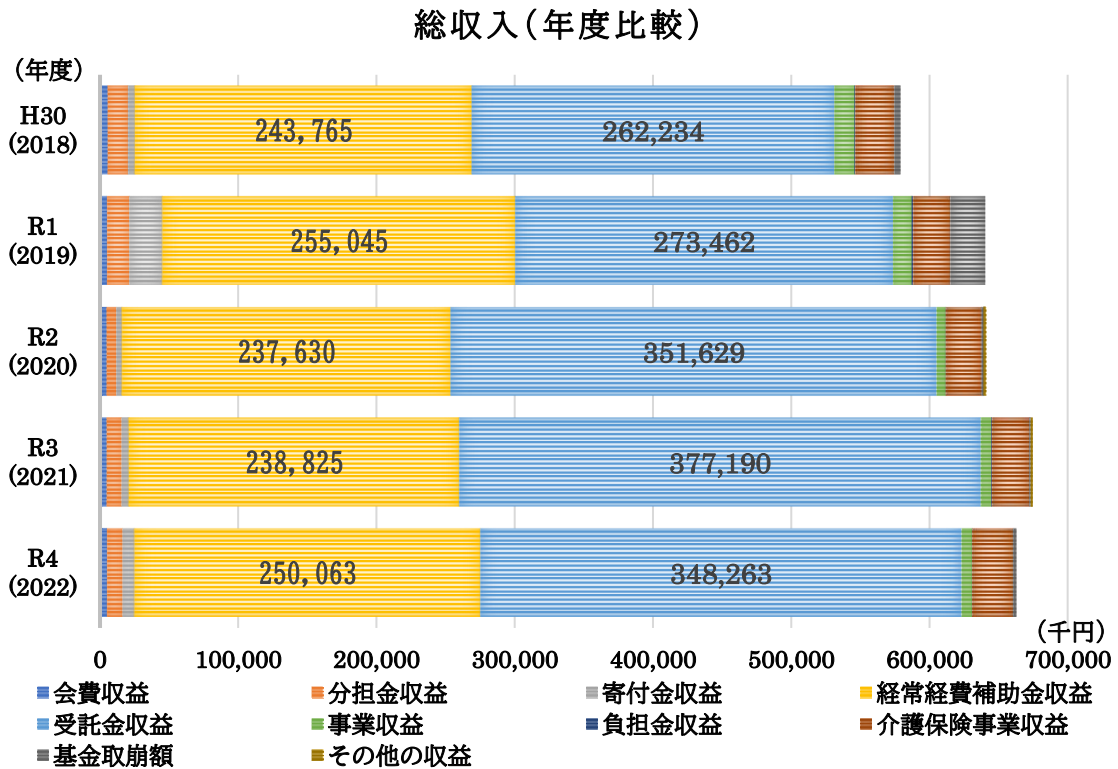


②財源・収支状況

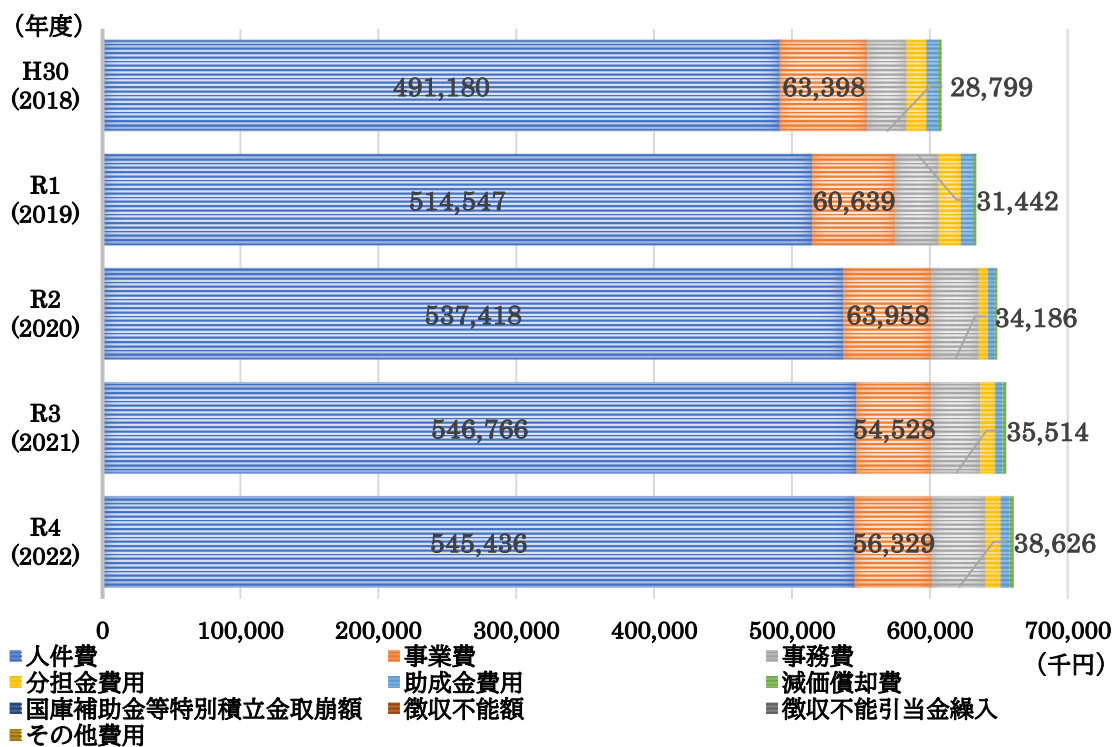
この5年間、杉並社協の財源の90%以上が補助金・受託金収入となっています。令和2・3年度はコロナの影響による区受託事業の生活困窮者自立支援事業と東社協生活福祉資金特例貸付事業が拡大し、受託金が急増しました。

また、支出のうち、常に人件費率が80%以上と高い水準が続いています。

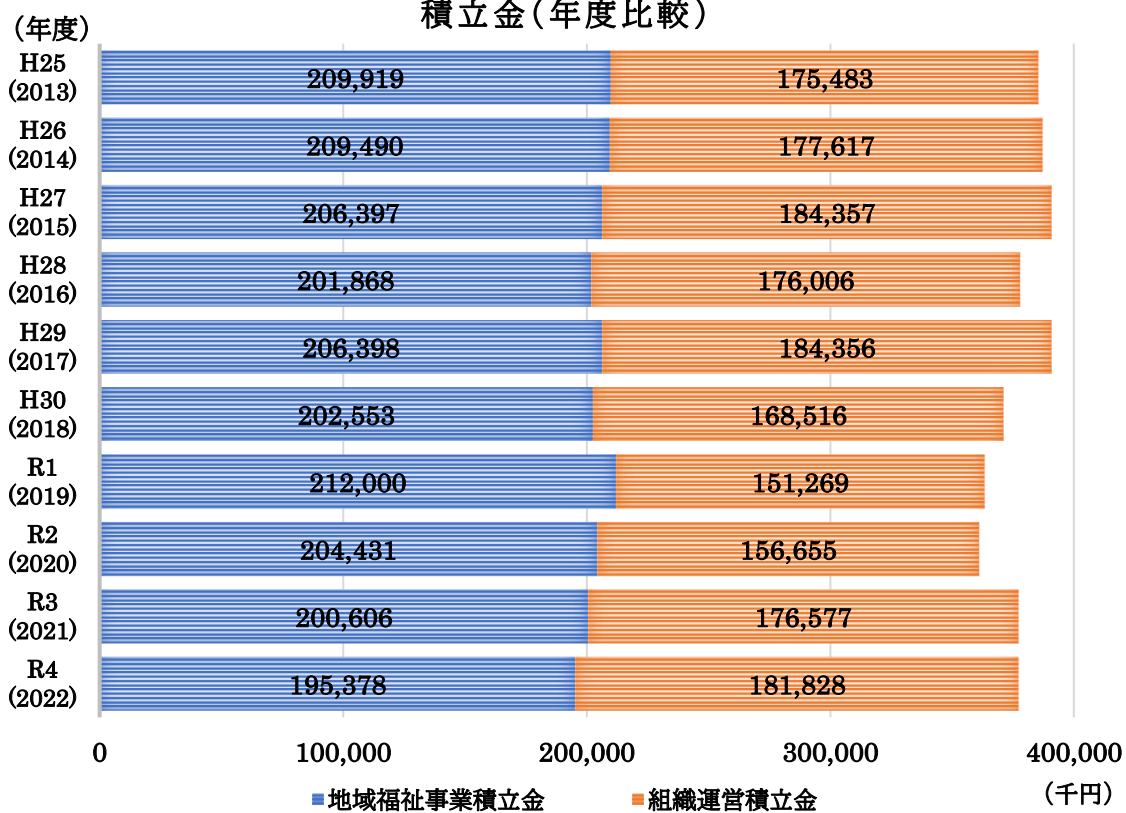
なお、将来の損失に備える目的の積立金は、横ばいの状態が続いています。



総支出(年度比較)



積立金(年度比較)



資料編

用語説明

地域福祉(P3)

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

受託事業(P3)

区などの他の機関から委託(本来自ら行うべき事務や事業を、他の個人や組織に任せること)を受けて委託者の仕様に従い執行する事業のことです。

きずなサロン(P3)

杉並社協の事業で、地域の方々がふれあい、交流する場です。地域の方々が運営しており、世代を問わず地域のどなたでも参加できます。地域の方々の輪が広がり、ささえあえる関係ができることが期待されています。

グループウェア(P3)

スケジュールや業務管理などの情報共有やコミュニケーションに活用するアプリケーションソフトウェアのことです。

デジタル化(P3)

デジタル技術を使って、様々なヒト・モノ・コトの情報をつなげたり、業務や製品を効率化したり、新たなサービスやビジネスモデルを作ったりすることをデジタル化と呼びます。

SNS(P4)

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、情報の発信や情報を相互にやりとりする Facebook、Instagram、X、LINE、YouTube 等のインターネットを利用した伝達手段を使ってつながりを提供するサービスを指します。

地域福祉活動計画(P4)

それぞれの地域において、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む活動を、計画としてとりまとめたものです。

ニーズ(P6)

本人の生活を維持・向上させるために必要な要求のことです。

フォロワー(P8)

SNS において投稿内容を見られるように特定の人アカウントを登録した人を指します。

IT化(P10)

Information Technology(インフォメーション テクノロジー)の略で、デジタル化を実現するための手段や方法の一つであり、既存の業務プロセスのまま業務効率化や生産性向上を図ることを指します。

デジタル技術(P10)

情報を離散的な(連続していない)値に変換して機械で扱う方法のことです。

社会資源(P12)

個人や集団が福祉的なニーズを満たしたり、問題を解決したりするために使われる制度やサービス、施設などのことを指します。

補助事業(P13)

杉並社協が自ら保有する財源をもとにして執行する自主事業のうち、不足する財源に対し区が補助することを認めた事業を指します。

収益事業(P14)

社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として行う事業のことです。

子ども支援基金(P14)

寄附金を原資とし、杉並区におけるすべての子どもたちが健やかに育つよう、杉並社協に設置された基金のことです。

ボランティア基金(P15)

杉並社協が行うボランティア活動推進事業の安定した運営と充実を図るために設置された基金のことです。

地域福祉基金(P15)

杉並社協が行う地域福祉推進事業の安定した運営と充実を図るために設置された基金のことです。

地域福祉の施策化(P18)

社会福祉の制度改正のなかで、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされ、福祉施策が増えている変化を表しています。

重層的支援体制整備事業(P18)

市町村が社会福祉法の改正(令和3年4月1日施行)に基づき行う事業で、分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、つながり続ける支援体制を構築するための事業のことです。

SDGs(About the Sustainable Development Goals)(P18)

エス・ディー・ジーズと読みます。すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための開発目標のことです。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。

地域共生社会(P18)

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

税源偏在是正措置(P18)

都内法人が東京都に納める法人事業税と法人住民税という「地方税」が国税化され、地方譲与税や地方交付税として地方に再配分される措置のことを指します。

子ども食堂(P23)

地域のボランティアが中心となり、食事の提供を通じてつながりづくりを行う取組です。世代を問わず誰でも参加することができる第三の居場所として活動しています。子どもは無料であることが多いです。

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 中期経営計画策定委員会設置要綱

令和5年3月30日
4杉社協経発第610号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会(以下「社協」という。)の健全な事業運営や組織の基盤強化を図るための杉並区社会福祉協議会中期経営計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、その策定を行う中期経営計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 杉並区中期経営計画(案)の策定
- (2) その他計画策定のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に定める者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、事務局長とする。

(副委員長)

第5条 副委員長は、経営管理課長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員会の指示する事項を検討、調査及び研究する。

3 部会の委員は、委員長が指名する。

4 部会には部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

5 部会長は、部会を招集し、会務を総括するとともに、部会の検討経過、結果及び進捗状況等を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

杉並区社会福祉協議会 中期経営計画
令和6(2024)年度～令和9(2027)年度
令和6(2024)年3月発行
編集・発行 杉並区社会福祉協議会経営管理課
〒167-0032 杉並区天沼3-19-16
ウェルファーム杉並2階